

船橋市一時預かり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市一時預かり事業実施要綱（平成27年4月1日。以下「実施要綱」という。）第1条に規定する一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施に要する経費に対し、その経費の一部を補助することにより、事業を実施する幼稚園の費用負担を軽減し、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例によるものとする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、実施要綱第2条第1号に定める事業実施者のうち、幼稚園を設置しているもの（以下「幼稚園設置者」という。）とする。

(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類等は、別表に掲げるとおりとする。

(障害児加算)

第5条 次の各号に掲げる児童の利用があった場合において、当該児童の受け入れを行うために、実施要綱第9条の規定に基づき必要となる保育従事者数を超えて保育従事者を配置した場合は、障害児加算を交付するものとする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童
- (3) 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年千葉県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けた児童
- (4) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成24年船橋市規則第30号）に基づき、障害児通所給付費等の支給決定を受けた児童
- (5) 船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱（令和5年9月1日）に基づき、心身の発達において支援を要する児童であると市長が判断した児童
- (6) その他、前各号に準じる者として医師の診断等を受けた児童

(生活保護世帯等利用分加算)

第6条 実施要綱第17条第6項に規定する世帯に属する児童の利用があった場合は、生活保護世帯等利用分加算を交付するものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする幼稚園設置者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期日までに、船橋市一時預かり事業補助金交付申請書（第1号様

式)に船橋市一時預かり事業実施状況報告書(第2号様式)を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 4、5、6月分 7月15日まで
- (2) 7、8、9月分 10月15日まで
- (3) 10、11、12月分 1月15日まで
- (4) 1、2、3月分 3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定による障害児加算の交付を受けようとする申請者は、前項に規定するものに加えて第5条各号に規定する児童であることを確認できる書類を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市一時預かり事業補助金交付可否決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(交付の時期)

第9条 第7条の規定による申請に係る補助金については、前条に規定する交付決定後に交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた幼稚園設置者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第11条 第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第12条 ここに定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表第 1

補助金の種類		補助金額
基本分 右欄に掲げる月額分と期末手当分を合算した額。ただし、別表第 2 の左欄に掲げる場合にあっては、基本分から同表の右欄に掲げる額を控除した額。	月額分	月額 407,600 円以内。ただし、配置する保育従事者が 1 人である場合には、年間計画における利用人数に応じた年間基準額を 12 月と期末手当分の月数を合算した数で除した額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。
	期末手当分	1 年につき、月額分の 4.5 月分（配置する保育従事者が 1 人である場合には、年間基準額から月額分に 12 を乗じて得た額を差し引いた額）を上限とする。ただし、年度の途中で配置した保育従事者の数を変更した場合には、2 人以上を配置した月数と 1 人を配置した月数でそれぞれ按分した額を合算した額を上限とする。
加算分 (児童一人当たり日額)	0 歳児	2,200 円
	1 歳以上児	1,600 円
	障害児	3,600 円
	生活保護世帯等利用分	実施要綱別表に定める利用料の基準を上限とした額

年間基準額とは、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和 5 年 9 月 7 日付けこ成事第 481 号）別紙子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙一時預かり事業の項 3 基準額の欄における 1 運営費(1)一般型ア(ア)基本分①又は②の表に掲げる基準額をいう。

別表第 2

区分	控除額
1 1 月当たりの事業の実施日数が 1 日に満たない月がある場合	基本分を 12 で除して得た額に、事業の実施日数が 1 日に満たない月数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
2 1 月当たりの事業の実施日数が 1 日以上 15 日未満である月がある場合	基本分に 2 分の 1 を乗じて得た額を 12 で除して得た額に、事業の実施日数が 1 日以上 15 日未満であった月数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

第1号様式

船橋市一時預かり事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長

所在地
法人名
代表者名

船橋市一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、船橋市一時預かり事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施設名

所在地

交付申請額 円

添付書類

船橋市一時預かり事業実施状況報告書

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
0歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1歳以上児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
0歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1歳以上児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
0歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳以上児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和 年 月分

0歳児計	0	人
1歳以上児計	0	人
計	0	人

※上記、利用人数合計のうち、減免適用児童数(延利用数)

利用形態	年齢区分	利用児童数	利用料金
基本利用	3歳未満	0 人	0 円
	3歳以上	0 人	0 円
短縮利用	3歳未満	0 人	0 円
	3歳以上	0 人	0 円

※上記、利用人数合計のうち、障害児童数(延利用数)

障害児	0 人
-----	-----

配置職員 名

職員名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和 年 月 日

所在地

法人名

代表者名

実施施設名

第3号様式

船橋市一時預かり事業補助金交付可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けにて交付申請のありました船橋市一時預かり事業補助金について、船橋市一時預かり事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。
理由